

重 要 事 項 説 明 書（短期）

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第 39 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	社会福祉法人 長野市社会事業協会
法人所在地	長野県長野市若里 6 丁目 6 番 1 4 号
法人種別	社会福祉法人
理事長名	中澤 和彦
電話番号	0 2 6 - 2 1 7 - 7 8 0 0

2 ご利用施設

施設の名称	尚和寮
施設の所在地	長野県長野市松代町東条 94 番地 1
施設長名	野沢 小百合
電話番号	0 2 6 - 2 7 8 - 2 6 0 0
ファクシミリ番号	0 2 6 - 2 1 5 - 6 0 3 3

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成 15 年 2 月 1 日	長野県 2070101551 号	3 0 名
居宅	短期入所生活介護	平成 15 年 2 月 1 日	長野県 2070101551 号	8 名
	介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日	長野県 2070101551 号	
	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	平成 18 年 11 月 1 日	長野県 2070101551	5 0 名
	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護	平成 18 年 11 月 1 日	長野県 2070101551	
	訪問介護	平成 18 年 11 月 1 日	長野県 2070101551	
	介護予防訪問介護	平成 18 年 11 月 1 日	長野県 2070101551	
居宅介護支援事業		平成 21 年 4 月 1 日	長野県 2070103946 号	

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の心身の状態、希望に添ったサービスを提供し、自立した日常生活が送れることができるよう、支援します。
施設の運営方針	利用者の人格を尊重し、自立を援助します 利用者が安心して、生きがいのある生活ができるよう努めます。 地域や家族との連携を大切に、総合的なサービスの提供に努めます。

5 施設の概要

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

敷地		8,712 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺2階建（耐火構造）
	延べ床面積	4,242.84 m ²
	利用定員	30名・8名

（1）居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
1人部屋	4	58.27 m ²	14.56 m ²
2人部屋	3	76.78 m ²	12.79 m ²
4人部屋	5	213.55 m ²	10.67 m ²
ショート(2人部屋)	4	124.49 m ²	15.56 m ²
静養室	1	13.10 m ²	6.50 m ²

（2）主な設備

設備の種類	室 数	面 積	備 考
食堂・機能訓練室	1	210.58 m ²	
一般浴室	2	63.0 m ²	天然温泉使用
機械浴室	1	42.0 m ²	1台設置
医務・看護室	1	24.7 m ²	
介護室	1	18.4 m ²	

6 職員体制

職 種	員数	常 勤		非常勤		説明（資格等）
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1		1			社会福祉主事等
次 長（管理者）	1		1			社会福祉士等
生活相談員	3		1 (2)			社会福祉主事等
介護支援専門員	1		1			介護支援専門員
事務職員	1		1			
栄養士	1		1			管理栄養士
介護職員	21	13	(2)	6		介護福祉士等
看護職員	3	1		2		看護師・准看護師
医師	2			2		内科・精神科
機能訓練指導員	1	1				看護師・准看護師

7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間		休 暇
施設長	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
次 長	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
生活相談員	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
介護支援専門員	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
事務職員	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
栄養士	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	4 週 8 休
介護職員	早番①	7 : 1 5 ~ 1 6 : 0 0	原則として 4 週 8 休
	早番②	8 : 0 0 ~ 1 6 : 4 5	
	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	
	遅 番	1 1 : 0 0 ~ 1 9 : 4 5	
	夜 勤	1 6 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0	
看護職員	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	原則として 4 週 8 休
医 師	内 科	毎週火・金曜日	
	精神科	隔週木曜日	

8 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂において召し上がって頂くように配慮します。 (食事時間) 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・ 身体の状態に応じた入浴サービスを行います。 (一般浴・機械浴・一人浴)
離床・着替え 整容等	・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に努めます。 ・ 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・ シーツの交換は、週 1 回、汚れた時には随時交換します。
機能訓練	・ 介護・看護職員による利用者の状態に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。 ・ 当施設の保有するリハビリ器具 平行棒 1 機 ・
健康管理	・ 緊急等必要な場合には主治医へ報告し、指示のもと救急車の要請あるいは協力医療機関への伝達を責任もって行います。 ・ 身体の状態変化については、看護師から家族へ報告します。

相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 大塚 将史
社会生活上の便宜	当施設では必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、クラブ、レクリエーション行事を提供します。 (主な娯楽設備) テレビ・カラオケ等 (クラブ活動) 音楽・絵画・書道 (主なレクリエーション行事) 尚和寮祭等年間計画に基づく。
	行政機関に関する手続きが必要な場合には、希望により代行します。

9 利用料

(1) 基本料金

短期入所生活介護(併設) (1日あたり)

該 当 区 分	多床室 単位数	* 個 室 単位数
要介護1	603単位	603単位
要介護2	672単位	672単位
要介護3	745単位	745単位
要介護4	815単位	815単位
要介護5	884単位	884単位

* 空床型において個室を利用された場合。

(2) 食 費 (1日あたり)

利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	600円
利用者負担第3段階①	1,000円
利用者負担第3段階②	1,300円
利用者負担第4段階以上	1,634円

(内訳 朝食410円 昼食760円 夕食464円)

おやつ代(ポカリスエット飲料も含む) ※選択制となります チェック欄 ☐	110円(非課税)
--	-----------

(3) 滞在費 (1日あたり)

	多床室	* 個室 (空床型)
利用者負担第1段階	0円	380円
利用者負担第2段階	430円	480円
利用者負担第3段階①、②	430円	880円
利用者負担第4段階以上	915円	1,231円

* 空床型 * 空床型において個室を利用された場合。

(4) サービス提供体制強化加算

加算名	単位	算定要件
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上で、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上 ② 常勤職員が75%以上 ③ 勤続年数7年以上の職員が30%以上

尚和寮の職員体制によって上記のうち該当するひとつを算定させていただきます。

(5) 送迎費 (長野市全域) 片道 単位数 184単位

- ・地域外につきましては、相談の上決定します。
- ・送迎時間は原則として9:30～16:00とします。

(6) 療養食加算 (1回あたり) 単位数 8単位

(医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)

(7) 緊急短期入所受入加算 (1日あたり) 単位数 90単位

- ・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
- ・短期入所生活介護を行った日から起算して7日 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日) を限度とします。

(8) 介護職員等処遇改善加算 合計単位数の 14.0% (Ⅰ)・13.6% (Ⅱ)・11.3% (Ⅲ)・9.0% (Ⅳ) の該当するひとつを算定させていただきます。

・介護職員の賃金改善等を実施するための加算です。

(9) 機能訓練指導体制加算 (1日につき) 単位数 12単位

・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員を1名以上配置している場合に算定させていただきます。

(10) 看護体制加算Ⅱ (1日につき) 単位数 8単位

・看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。看護職員により、24時間連絡できる体制を確保しているとして算定いたします。

看護体制加算Ⅰ (1日につき) 単位数 4単位

・短期入所生活介護事業所として1名以上の常勤看護師を配置している場合に算定させていただきます。

※上記のいずれかを算定いたします。

(11) 夜勤職員配置加算Ⅰ (1日につき) 単位数 13単位

・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回る場合に算定させていただきます。

(12) その他の料金 注文食(実費)

※上記以外に係る費用の徴収に際しては、内容及び費用について利用者に説明をし、同意を得て行います。

※単位の計算方法

1か月の総単位数 $\times 10,170$ 円(地域区分7級) = A (円未満の端数切捨て)

介護保険請求額 $A \times 90\%$ = B (円未満の端数切捨て)

(2割負担の場合は80%、3割負担の場合は70%で計算)

利用者負担額 $A - B = C$

所得に応じて1割負担が2割負担、3割負担になる場合があります。

10 利用の中止

利用前にお客様の都合でサービスを中止する場合、利用前日までにご連絡下さい。

11 利用中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

① 利用者が中途退所を希望した場合。

② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。

- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記のいずれかに該当する場合、ご家族または緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治医に連絡する等必要な処置を行います。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

【緊急連絡先】

氏 名		続柄
住 所		
電話番号	(携帯)	

【主 治 医】

病 院 名	医師名
住 所	
電話番号	
病 院 名	医師名
住 所	
電話番号	

1 2 苦情等申立先

当施設相談室	苦情解決責任者	寮 長	野沢 小百合
	苦情受付担当者	次 長	大塚 将史
	ご利用時間	毎日午前 9 時から午後 5 時	
	第三者委員	西澤 茂	026-278-2372
		今井 一弘	026-282-2480
	行政機関		
		・長野県福祉サービス運営適正化委員会 (0120-28-7109) ・長野県国民健康保険団体連合会 (026-238-1580) ・長野市介護保険課 (026-224-7871)	

1 3 情報の開示

サービスの提供記録	この契約終了後 5 年間保管します。
サービスの提供記録の閲覧	平日の毎日午前 9 時から午後 5 時までとします。
サービスの提供記録の複写物の交付	複写物をご希望の際は、事務所まで申し出下さい。

計画作成までのサービス	健全な日常生活が送れるよう適切なサービスを提供します。
第三者評価の受審状況	実施の有無 ☒ 有 ☐ 無 実施年月日 平成 31 年 2 月 12 日 評価機関名称 (株) マスネットワーク 評価結果の公表 ☒ 有 ☐ 福祉医療機構ホームページ

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	松代町東条 1 5 区と災害にかかわる応援協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	消防計画にのっとり年 3 回夜間、昼夜を想定した避難訓練を利用者参加のもと実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	非常通報装置	有
	自動火災報知器	有	漏電火災報知器	有
	誘導灯	3 5 箇所	非常用電源	有
	屋内消火栓	有	防火扉	2 箇所
	カーテン・布団等は防災加工を使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日 平成 1 5 年 2 月 1 日 防火管理者 大塚 将史			

1 5 事故発生時の対応

ご利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 6 利用の際の留意事項

来訪・面会	面会につきましては事前の予約が必要となります。 また感染症対策を講じながらの対応となります。 食品の持ち込み時は、職員へお申し出ください。
外出・外泊	原則として、前日までに職員にお申し出ください。 「外泊・外出届」に記入の上、申請してください。
医療機関への受診	医療機関への受診は、家族(契約代理等)の対応となります。
居室・設備・器具の利用等	居室や設備、器具は本来の用法によってお使いください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は所定の場所で行います。
所持品の管理	所定の箇所で管理してください。 貴重品のご持参はなるべく控えてください。
現金等の管理	高額な現金は所持しないようお願いします。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

尚和寮の利用にあたり、契約書及び本書面に基づき契約者に対し重要事項の説明を行いました。

説明者

職名

氏名

印

私は、尚和寮の利用にあたり、契約書及び本書面により事業者から重要事項の説明を受け承しました。

令和 年 月 日

契約者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印